

## 福祉情報



### ～備えあれば憂いなし～ 「災害時要援護者避難支援制度」に登録しませんか？

この制度は、ご自身の情報を、お住まいの地域の自治会や自主防災組織、民生委員などの地域関係者（団体）に提供し、市と地域情報を共有することで、日頃の見守りや、災害時の支援体制づくりを行うものです。

#### 1 登録要件（※制度の対象となる方）

在宅の方のうち、災害時に自力で避難することに支障のある、次の方々を対象となります。

※施設等に入所されている方は除きます。

- ①一人暮らしの高齢者（高齢者のみの世帯を含む）、寝たきりの高齢者、及び認知症高齢者
- ②障がいのある方
- ③妊産婦
- ④乳幼児
- ⑤医療依存度の高い方

（人工呼吸器装着者、在宅酸素供給装置使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者 等）



#### 2 登録申請方法

登録を希望される方は申請書にご記入の上、下記相談窓口へ提出して下さい。なお障がい等の理由により、申請書の記入が困難であるなどの時は、親族の方等により代理申請が行えます。

#### 3 お問い合わせ先

健康福祉政策課	☎096-328-2340	西 区 福祉課	☎096-329-5403
中央区 福祉課	☎096-328-2311	南 区 福祉課	☎096-357-4129
東 区 福祉課	☎096-367-9127	北 区 福祉課	☎096-272-1118



### 障がい者燃料助成事業はご存じですか？

一人で外出できない、現行の移行支援の助成事業（さくらカード・福祉タクシー券）をこれまで利用したことがない、利用できない重度の知的障がいのある方を対象に、同居の家族が運転する自家用車に対する燃料費の助成事業があります。



#### 1 対象者

本市に居住されている、在宅の、一人で外出ができない重度の障がいをお持ちの方で、以下のいずれにも該当される方

（6頁へ続く）